別紙

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコール

国立病院機構宮崎病院

1. 目的

院外処方箋における形式的な問い合わせをなくすことで、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医および保険薬局薬剤師の負担軽減を図る。

2. 概要

薬剤師による疑義照会は、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者個々の病態等を勘案した疑義照会・処方提案は重要ですが、一方で、形式的なものも散見されており、患者・処方医師・保険薬局薬剤師それぞれに負担をかけています。

国立病院機構宮崎病院（以下、当院）においては、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更に伴う問い合わせを減らすことで、患者の保険薬局での待ち時間の短縮、医師の診療時間の確保、さらに適正使用の推進に寄与できると考えております。そこで薬剤師法第 23 条第 2 項、薬剤師法第 24 条、並びに保険医療機関及び保険医療担当規則第 20 条・21 条に規定する取り扱いに同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコール」を運用します。

なお、本プロトコールを適正に運用するため、その趣旨や運用に係る注意点や事例等各項目についてご確認いただき、合意書を交わすことを必須としております。

3. 合意

所定の様式「合意書」を保険薬局から当院へ提出して頂いた後、当院からの受理連絡を以て保険薬局と当院間での合意成立とします。合意書は当院で保管管理します。また、合意した保険薬局名は当院ホームページに掲載します。

4. 合意後の変更・撤回

合意後に変更・撤回が生じた場合は、様式「変更届」又は「合意撤回届」を以て手続きしてください。変更事項等は当院ホームページに掲載します。

5. 処方変更に関わる大原則

① 患者又は患者家族等の代諾者に対し、適正な服用・使用方法、安定性、価格等について説明し、必ず理解と同意を得た上で変更してください。

② 処方箋の「変更不可」の欄にチェックがある場合は、処方薬を変更出来ません。 また、「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載、その他指示がある場合は、その指示に必ず従ってください。

③ 処方変更は、各医薬品の効能・効果及び用法用量を遵守した変更としてください。

④ 変更は医薬品の有効性や品質が担保でき、十分に体内動態を考慮し、利便性が向上する場合に限ります。

⑤ 麻薬は変更不可です。

6. 変更可能事項（**疑義照会不要に関する注意点・事例を参照**）

① 同一有効成分かつ同一剤形の医薬品への変更

（生活保護被保護者を除く 根拠法令：生活保護法第 34 条第 3 項）

但し、変更不可処方の場合は変更不可です。 効能・効果が一致することをお確かめください。

先発⇔先発　先発⇔後発　後発⇔後発

単剤から配合剤、配合剤から単剤は変更不可です。

別紙

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコール

② 類似する別剤形の医薬品への変更（後発品の変更調剤を先発品でも可とします）
但し、内服用固形剤のみです。変更不可処方の場合は変更不可です。
用法・用量が変わらない事お確かめください。外用剤は変更不可です。
錠剤⇔口腔内崩壊錠⇔カプセル、散剤⇔顆粒⇔細粒⇔末剤⇔ドライシロップ
外用薬の剤形変更は変更不可です。

③ 含量規格の異なる医薬品への変更（錠剤・口腔内崩壊錠・カプセル剤に限ります）

④ 外用薬の包装規格変更(処方総量が変わらないことをお確かめください)

⑤ 一包化調剤
有効性や品質が担保できる場合、服薬アドヒアランスが向上すると思われた場合
患者のコンプライアンス、アドヒアランスを必ず評価してください。

⑥ 服用困難時の半割、粉砕等
有効性や品質が担保できる場合に限ります。

⑦ 外用剤の用法の間違い変更や用法の不備
薬学的総合判断が出来ない場合には疑義照会してください。

⑧ 明らかな日数違い
骨粗鬆症薬（ビスホスホネート製剤）に限ります。

⑨ エンシュア・H/ラコール/イノラス等における味の変更

⑩ 残薬調整のための内服薬・外用薬の日数短縮
（日数0は不可）

7. 処方変更・調剤後の連絡方法
① 結果を必ず、当院 FAX コーナー（0983-21-3242）へ送信してください。
② 送信資料は、以下の二つです。
・該当する院外処方箋
・院外処方箋の変更報告書

8. 院外処方箋報告書と院外処方箋FAX受領後の対応
処方医は当該報告書の記載内容を確認し、適宜対応する。対応後、当該報告書は個人情報の観点から適切に廃棄する。

9. 管理
合意書を始めとする各種書類は当院薬剤科が保管管理します。

10. 情報開示等
今回の取り組みに関する情報は当院ホームページにて随時開示します。保険薬局の皆様は開示された情報を定期的に収集してください。
本プロトコールの内容・運用に関しては宮崎県薬剤師会等関係機関と情報共有し、適宜改定します。

別紙

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコール

※患者様に上記変更事項が記載されたお薬手帳を次回当院受診時に提示するようお伝えください。

2026 年 9 月 3 日